

# 浦安市建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン

令和4年4月

浦安市

# 目次

第1章	総則	1
1.1	ガイドラインの背景・目的	1
1.1.1	背景	1
1.1.2	目的	1
1.1.3	発注者の留意事項	1
1.1.4	受注者の留意事項	2
第2章	設計変更	3
2.1	設計変更の基本事項	3
2.1.1	定義	3
2.1.2	基本原則	3
2.1.3	設計変更を行う場合	4
2.1.4	設計変更が可能な場合	4
2.1.5	設計変更が不可能な場合	5
2.2	設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き	6
2.2.1	設計図書が互いに一致しない場合(約款第18条第1項第1号)	6
2.2.2	設計図書に誤り又は記入漏れがある場合(約款第18条第1項第2号)	7
2.2.3	設計図書の表示が明確でない場合(約款第18条第1項第3号)	7
2.2.4	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(約款第18条第1項第4号)	7
2.2.5	設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたとき(約款第18条第1項第5号)	8
2.2.6	発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合(約款第19条)	8
2.2.7	工事を一時中止する必要がある場合(約款第20条)	9
2.2.8	受注者からの請求により工期を延長する場合(約款第22条)	10
2.2.9	発注者の請求により工期を短縮する場合(約款第23条)	10

2.2.10 臨機な措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、発注者が負担する必要がある場合(約款第27条).....	11
2.3 設計変更に伴う照査資料、変更資料.....	12
2.3.1 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの.....	12
2.3.2 設計変更に関わる資料の作成.....	12
様式1.....	13
様式2.....	16

# 第1章 総則

## 1.1 ガイドラインの背景・目的

### 1.1.1 背景

浦安市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、下水道、公園、学校、保育園、公民館など、様々な公共施設の整備、また、これらを維持管理するための工事を毎年度実施している。

これらの工事は、個別に設計された多岐にわたる施設を、関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件(地形、地質、天候、騒音、振動、交通の確保等)の中で完成させるという特殊性を有しており、当初発注時に予見できない事態(例えば、土質、湧水、地下埋設物等)が発生し、工事内容の変更(設計変更)や工事の一時中止が避けられない場合があり、このような事案に対して、予めその条件を明示して設計変更の円滑化に備える必要がある。

### 1.1.2 目的

本ガイドラインは、浦安市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念等を踏まえ、設計変更及び工事の一時中止を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、受発注者間の変更等においての手続きが円滑かつ適正に行われるよう設計変更等に関する指針として作成するものである。

### 1.1.3 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

①工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件を明示する。

(「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号))

(「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号))

②受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内にその結果を受注者に通知(様式1)しなければならない。(約款第18条第2項及び第3項)

③設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面(様式1)で行うこと。(約款第1条第5項)

なお、変更内容が軽微なもの以外は、原則として表1に示す者の承認を得て、必要な指示を行う必要がある。

※「変更内容が軽微なもの」とは、

- ・納まり等の変更で、請負代金額に変更がない場合
- ・実施数量が設計表示単位に満たない変更の場合
- ・使用材料を設計仕様から同等品以上のものに変更する場合
- ・工期の変更のみの場合

など

表1 変更に係る承認区分

変更見込額 設計額	額に係らず	1000万円以上	1000万円未満 ～300万円以上	300万円未満 ～100万円以上	100万円未満
1億5千万円以上	市長				
1億5千万円未満		市長	工事担当副市長	工事担当部長	工事担当課長

※承認者が市長の場合は、起案文書を作成し、承認を受けるものとする。

※累積により承認を得る場合は、工事打合せ簿（様式1）及び累積一覧表（様式2）を添付する。

※変更見込金額は増額・減額に係らず対象とする。

④工事の一時中止の必要が生じた場合は、受注者の負担軽減のため、速やかに一時中止の指示を行うこと。

（工事の一時中止期間は、主任技術者及び監理技術者の専任は必要なし）

⑤同一工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施されている場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他工事の設計変更についても検討する。

⑥設計変更後の工期や請負代金額は受注者との協議の上決定する。

（約款第24条、第25条）

※工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

#### 1.1.4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

①工事の着手にあたって、設計図書の照査を行い、設計図書と現場に相違がある、必要な条件が明示されていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに監督職員に書面（様式1）にて協議、通知、報告する。（約款第18条第1項、土木工事共通仕様書共通編1-1-3、公共建築工事共通仕様書1.1.8）

②数量・仕様書等の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議を行い、発注者の書面（様式1）による指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）

③受注者は、協議書・指示書等の書面（様式1）による発注者からの回答を得てから施工しなければならない。

## 第2章 設計変更

### 2.1 設計変更の基本事項

#### 2.1.1 定義

- ① 「設計図書の変更(以下 「設計変更」という。)」とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。
- ② 「契約変更」とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう。(例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もある。)

#### 2.1.2 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定する。(「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年3月31日建設省東地発厚第31号の2))

- ① 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- ② 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。
- ③ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合以外、また請負代金額の30%以下であっても変更内容が設計変更にとぐわれない場合は、原則として、別途に契約すること。  
ただし、当初請負代金額が130万円未満の工事及び緊急工事については除く。
- ④ 設計変更に伴う変更契約の手続きは、原則として、必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

※「軽微な設計変更に伴うもの」とは、次に掲げるもの以外をいう。

- イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ロ. 原則、新工種に係るもの

ハ. 変更見込金額が請負代金額の20%を超えるもの(営繕工事は、設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2の別紙第8項及び第9項を参照))

注)本ガイドラインは、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。

建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書の位置づけについて変更基準の明確化、「設計変更」、「工事一時中止」の運用徹底を図るため特記仕様書に明記すること。

#### 【記載例】 工事特記仕様書

##### 第〇〇条 (特. 1. 〇) 設計変更等

設計変更等については、約款第18条から第26条及び土木工事共通仕様書第1編共通編(公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第1章)に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」(浦安市)によるところとする。

### 2.1.3 設計変更を行う場合

浦安市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表2 主な設計変更を行う場合とその根拠

設計変更を行う場合	根拠
1 図面、仕様書、質問回答書が一致しない場合(2.2.1)	約款第18条第1項第1号
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(2.2.2)	約款第18条第1項第2号
3 設計図書の表示が明確でない場合(2.2.3)	約款第18条第1項第3号
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(2.2.4)	約款第18条第1項第4号
5 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合(2.2.5)	約款第18条第1項第5号
6 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知し、設計図書を変更する場合(2.2.6)	約款第19条
7 工事用地等の確保ができない等のため又は天災等であって受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合(2.2.7)、工事を一時中止する必要がある場合(第3章)	約款第20条第1項
8 受注者からの請求により工期を延長する場合(2.2.8)	約款第22条
9 発注者の請求により工期を短縮する場合(2.2.9)	約款第23条
10 臨機な措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、発注者が負担する必要がある場合(2.2.10)	約款第27条

上記以外にも約款では、支給材料及び貸与品(約款第15条)、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等(約款第17条)、賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更(約款第26条)などにおいて設計・変更する必要があることを規定している。

### 2.1.4 設計変更が可能な場合

(1) 発注者(監督職員)の指示を受け施工するなど、正規の手続きを経た場合は、原則として設計変更できる。ただし、設計変更・先行指示にあつては、次のことに留意する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる
- ② 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注とすべきではないか)を明確にする)

③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則として、必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする

(2) 指示書（様式1）へ変更見込金額を記載する。ただし、以下の事項を条件とする。

① 記載する変更見込金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合や何らかの理由により変更見込金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

② 変更見込金額については、契約金額ベースで記載する。

ただし、特別調査等を必要とし変更見込金額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。

なお、特別調査等を実施し、変更見込金額が積算できた時は速やかに提示する。

③ 変更見込金額は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。

<具体的事例>

仮設(任意を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時で予期しえなかった土質条件や地下水等が確認された場合(ただし、所定の手続きが必要)

当初発注時点で想定している着工時期に、受注者の責によらず工事着手が出来ない場合

所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

### 2.1.5 設計変更が不可能な場合

(1) 発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ていない場合は、原則として設計変更できない。ただし、約款第27条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない。

<具体的事例>

設計図書に条件の表示がない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合

受注者自らの都合により施工方法等について、監督職員の「承諾」で施工した場合

約款および土木工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経ていない場合(約款第18条から第26条、土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書)

正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合



## 2.2 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き

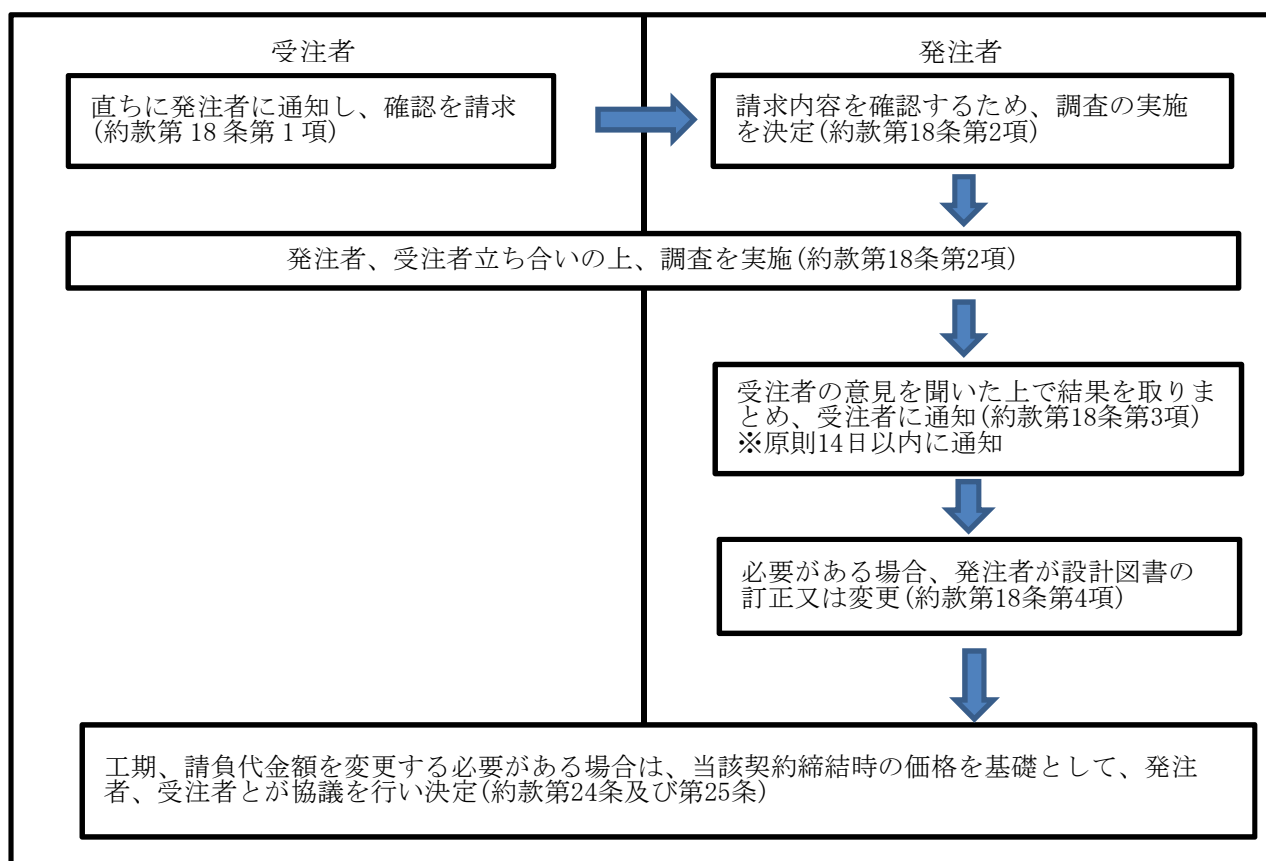
工事を実施していく中で、2.1.3の表2に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合は、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更する契約の手続きを行う。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

### 2.2.1 設計図書が互いに一致しない場合(約款第18条第1項第1号)

(1)設計変更を行うまでの手続きは、設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者と受注者が行う手続きを図1に示す。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き(2.2.1～2.2.5 共通)



#### <具体的な事例>

- 図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない
- 図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない
- 図面と仕様書又は工事数量総括表の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない

## 2.2.2 設計図書に誤り又は記入漏れがある場合(約款第 18 条第 1 項第 2 号)

(1)設計変更を行うまでの手続きは、図 1 と同じ。

<具体的な事例>

### ① 設計図書に誤りがある場合

- 同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なっている
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、明示されている土質で施工できない

### ② 設計図書に記入漏れがある場合

- 条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない
- 条件明示をする必要があるにも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない
- 条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導員についての一切の条件明示がない
- 条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

## 2.2.3 設計図書の表示が明確でない場合(約款第 18 条第 1 項第 3 号)

(1)設計変更を行うまでの手続きは、図 1 と同じ。

<具体的な事例>

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である
- 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない
- 使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない

## 2.2.4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(約款第 18 条第 1 項第 4 号)

(1)設計変更を行うまでの手続きは、図 1 と同じ。

<具体的な事例>

- 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない
- 設計図書に明示された交通誘導員の人数等と規制図が一致しない
- 設計図書に明示された埋設物より大きい(多くの)埋設物が設置されていた
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と

工事現場での試験による改良後の強度が一致しない

## 2.2.5 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じたとき(約款第18条第1項第5号)

(1) 設計変更を行うまでの手続きは、図1と同じ。

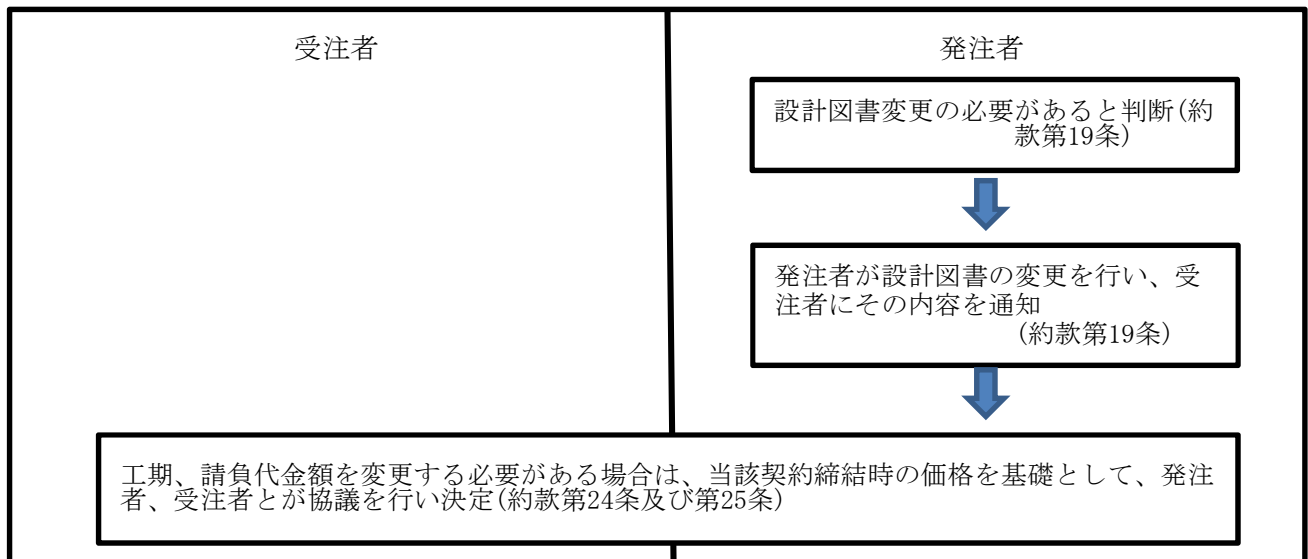
<具体的な事例>

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった
- 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

## 2.2.6 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合(約款第19条)

(1) 設計変更を行うまでの手続きは、図2に示す。

図2 発注者が必要と認め変更する場合の手続き(2.2.6)



<具体的な事例>

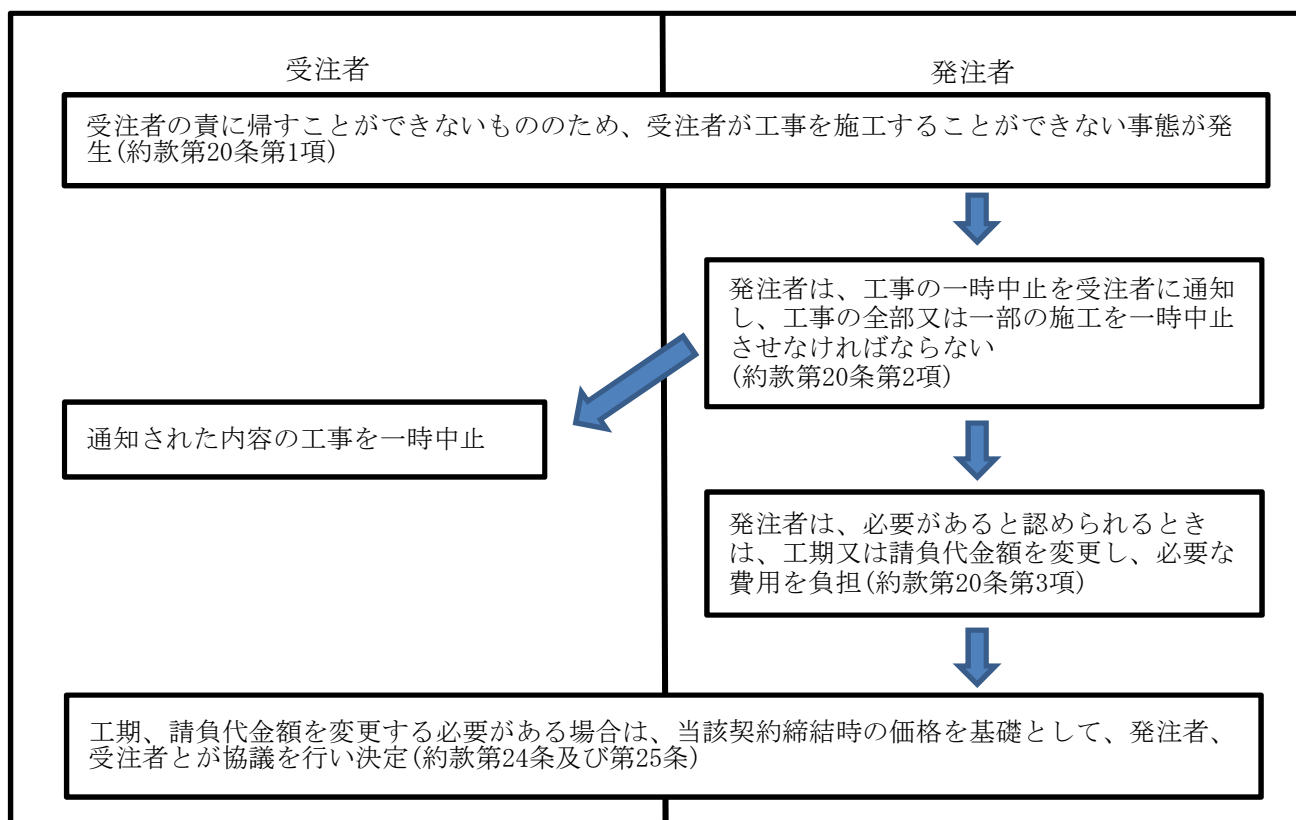
- 地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工種の追加をする
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものは除く)を必要と判断し、追加する
- 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する

## 2.2.7 工事を一時中止する必要がある場合(約款第20条)

工事の一時中止についての取り扱いについては、国土交通省関東地方整備局策定の「工事一時中止に係るガイドライン(案)(平成28年3月)」を参考とする。

(1)設計変更を行うまでの手続きは、図3に示す。

図3 工事を一時中止する場合の手続き(2.2.7)



### <具体的な事例>

#### ①工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた
- 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた
- 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない

- 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない
- 同一現場内に複数の工種の工事があり、一部の請負者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない
- ②自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合
  - 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた
  - 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた
  - 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった
  - 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった

### 2.2.8 受注者からの請求により工期を延長する場合(約款第 22 条)

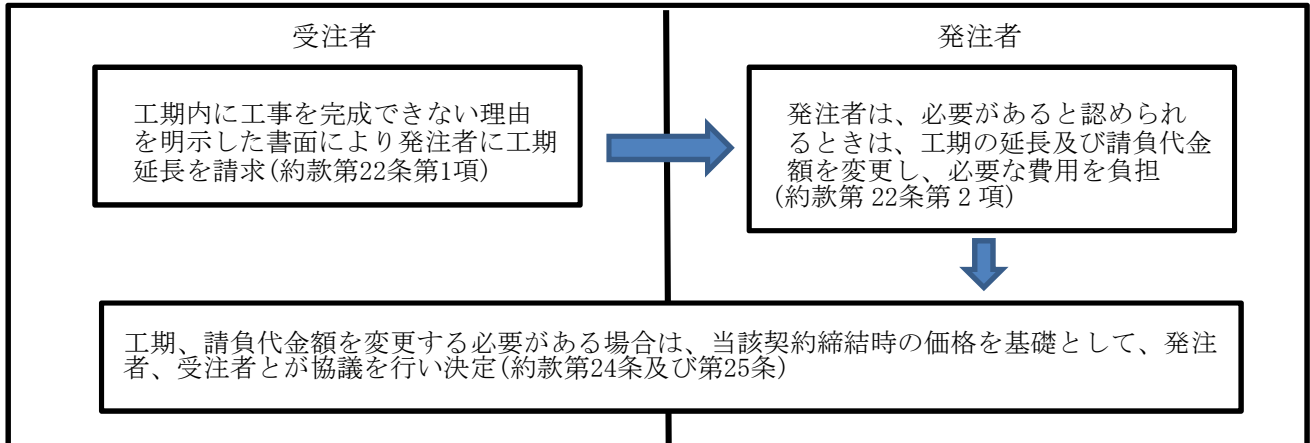
天候の不良や関連工事の調整への協力など、受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができない場合は、受注者は、その理由を示した書面により発注者に工期延長を請求することができます。

発注者は、当該請求について必要があると認められる場合は、工期を延長します。

また、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行います。

(1) 設計変更を行うまでの手続きは、図4に示す。

図4 受注者からの請求により工期を延長する場合の手続き(2.2.8)



#### <具体的な事例>

- 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- その他受注者の責めに帰することができない理由により工期の延長が生じた場合

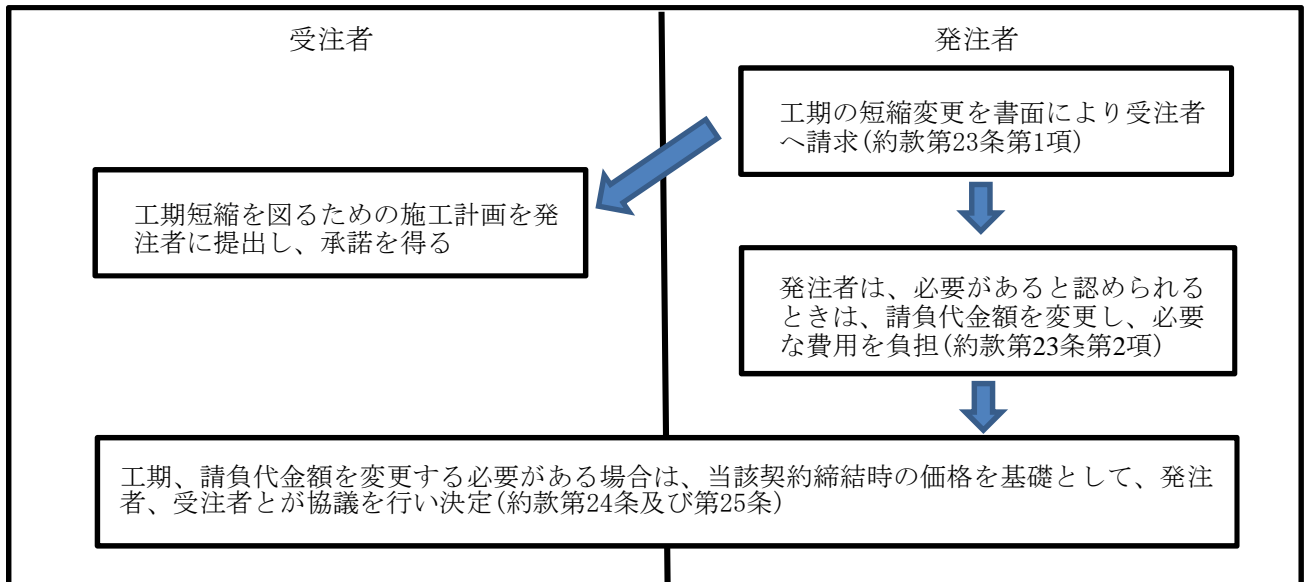
### 2.2.9 発注者の請求により工期を短縮する場合(約款第 23 条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請求することができます。

また、発注者は、短縮する工期が通常必要とされる工期に満たない場合等で、必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければなりません。

(1)設計変更を行うまでの手続きは、図5に示す。

図5 発注者の請求により工期を短縮する場合の手続き(2.2.9)



<具体的な事例>

- 工事一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要な場合
- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

2.2.10 臨機な措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、発注者が負担する必要がある場合(約款第27条)

受注者は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければなりません。その際には、監督職員に直ちに通知しなければなりません。

また、監督職員は災害防止その他工事の施工上特に必要と認めるときは、受注者に臨機の措置を請求することができます。

なお、これら臨機の措置をとった場合において、変更設計が必要と認められる場合は、請負代金額を変更しなければなりません。

<具体的な事例>

- 指定仮設等において、大型台風の接近で指定仮設等を補強等の対策をしなければならぬ場合(約款第27条1項)
- 工事の施工中、学校より児童の安全確保を求められたことにより、緊急で警備員を配置する必要があるが生じた場合(約款第27条4項)

## 2.3 設計変更に伴う照査資料、変更資料

### 2.3.1 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜具体的な事例＞

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
  - 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
  - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
  - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
  - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
  - 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
  - 設計根拠まで遡る設計図書の見直し
  - 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。ただし、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書第10編16-5-3路面切削工、16-5-5切削オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる)
- ※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります

### 2.3.2 設計変更に関わる資料の作成

#### (1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計に対して約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。よって、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象となりません。

#### (2) 設計変更に必要な資料作成

約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料を作成する作業は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は契約変更の対象となります。

様式 1

## 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (		
工事名			
(内容)			
第 回変更見込金額	円	変更見込金額(累計)	円
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 別紙のとおり施工すること。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年月日：令和 年 月 日</div>	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年月日：令和 年 月 日</div>	

承認区分は1.1.3による

担当部 副市長	担当部 部長	担当部 次長	総括 監督職員	主任 監督職員	監督職員		
						現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※承認欄は各部署の扱いに合わせること。(営繕課に監督依頼をしている場合は、担当課長を加えること。)



※工事打合せ簿の一般的な記載内容について、下記を参考にする事。

様式 1

## 工事打合せ簿 〈記載例〉

【受注者側からの協議に対する変更指示を行う場合の記載例】

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (		
工事名	〇〇改良工事 (××地先)		
(内容) <b>【例】</b> 〇〇工の施工について 建設工事標準請負契約約款第 18 条第 4 項により、別紙のとおり設計図書の変更について協議します。 <b>【別紙に協議理由・対策検討の内容・数量・形状寸法、施工方法、図面等、必要となる資料を添付する】</b> (発注者が記入) 変更見込金額は、約〇十萬円の増(減)額である (参考値) (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか、又は何の単価を後日回答するかを記載する。  (記載例) 変更見込金額は、約〇十萬円の増(減)額である。(参考値) (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、〇〇工のA 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。  添付図〇葉、その他添付図書			
第〇回変更見込金額		円	変更見込金額(累計)
		円	
処理・回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 別紙のとおり施工すること。  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           なお、当該設計変更は契約変更の対象とする。            ※協議回答において、変更対象と対象にしないものが混在する場合には別途回答するものとする。         </div> <div style="text-align: right;">年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日</div>	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日</div>	

承認区分は1.1.3による

担当部 副市長	担当部 部長	担当部 次長	総括 監督職員	主任 監督職員	監督職員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※承認欄は各部署の扱いに合わせる事。(営繕課に監督依頼をしている場合は、担当課長を加える事。)

## 工事打合せ簿 〈記載例〉

### 【発注者側から変更指示を行う場合の記載例】

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (		
工事名	〇〇改良工事 (××地先)		
(内容) <b>【例】</b> 〇〇工の施工について 1. 建設工事標準請負契約約款第 19 条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。 <b>【別紙に仕様書・図面等、施工に必要となる資料を添付する。】</b> 2. 下記に示す概算金額については、あくまでも概算であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。 変更見込金額は、約〇十万円の増(減)額である。 (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、特別調査等を要し単価等が直ぐに把握できない場合は積算可能な範囲で金額を記載し何を対象として積算しているか、又は何の単価を後日回答するかを記載する。  (記載例) 変更見込金額は、約〇十万円の増(減)額である。 (本金額は、契約金額ベースの金額である。) ※ただし、〇〇工のA 材料費を除く金額であり、A 材料費については後日回答します。 添付図 葉、その他添付図書			
第〇回変更見込金額		円	変更見込金額(累計)
		円	
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (	
	年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (	
		年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日	

承認区分は1.1.3による

担当部 副市長	担当部 部長	担当部 次長	総括 監督職員	主任 監督職員	監督職員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

※承認欄は各部署の扱いに合わせる。 (営繕課に監督依頼をしている場合は、担当課長を加えること。)

様式 2

設計変更に係る累積一覧表

	設計変更打合せ 年月日	設計変更内容（概略）	変更見込額 （増額分）	変更見込額 （減額分）	変更見込額 （累計）
第1回	令和 年 月 日		円	円	円
第2回	令和 年 月 日		円	円	円
第3回	令和 年 月 日		円	円	円
第4回	令和 年 月 日		円	円	円
第5回	令和 年 月 日		円	円	円
第6回	令和 年 月 日		円	円	円
第7回	令和 年 月 日		円	円	円
第8回	令和 年 月 日		円	円	円
第9回	令和 年 月 日		円	円	円
第10回	令和 年 月 日		円	円	円
累計額			円	円	円

※設計変更累計額は設計変更見込額の増減に係らず加算した累計とする。

様式 2

設計変更に係る累積一覧表（記載例）

承認区分例

	設計変更打合せ 年月日	設計変更内容（概略）	変更見込額 （増額分）	変更見込額 （減額分）	変更見込額 （累計）	
第1回	令和3年7月1日	工事着手前の照査により、設計数量より〇〇の施工面積が100㎡増となった。	900,000円	円	900,000円	課長
第2回	令和3年7月15日	工事着手後に、外壁のクラックが判明し、クラック補修を追加する必要性が生じた。	2,000,000円	円	2,900,000円	部長
第3回	令和3年8月2日	隣地境界に目隠しフェンスとしていたが、隣地住民よりメッシュフェンスにしてほしいと要望があり変更する。	円	300,000円	3,200,000円	副市長
第4回	令和3年9月10日	掘削土の土質検査を実施したところ、管理土とする必要があり、処分費が増となる。	8,000,000円	円	11,200,000円	市長
第5回	令和3年9月30日	掘削を開始したところ、水位が低く水替えの必要がなくなった。	円	1,500,000円	12,700,000円	市長
第6回	令和 年 月 日		円	円	円	
第7回	令和 年 月 日		円	円	円	
第8回	令和 年 月 日		円	円	円	
第9回	令和 年 月 日		円	円	円	
第10回	令和 年 月 日		円	円	円	
累計額			10,900,000円	1,800,000円	12,700,000円	

※設計変更累計額は設計変更見込額の増減に係らず加算した累計とする。